

「家族信託」お申し込みの手引き

「家族信託」契約とコンサルティングの流れ

お客さま

静岡県家族信託協会

お問い合わせ・ご依頼

ヒヤリングシートと解決したいことチェック表を送付

シートとチェック表を返送

回答内容を確認して
面談日を調整

面談

相談料 無料

1回目のミーティング
(2時間程度)

※相続関係と諸財産の現在価値が
分かる資料を持参いただきます。

家族信託で何をしたいか、お客さまの想いをヒヤリング。家族構成や相続人確認。信託予定の財産聴き取り。信託以外の解決法も検討（隠れた問題が見えてくることがあります）。

こちらからの提案を
ご家族内で検討

ざっくりした提案と
報酬・諸費用見積り

面談

家族会議で提案のメリット・デメリットを十分検討して
いただき、信託契約をするかどうか判断してもらいます。

コンサル仮契約

2回目のミーティング
(1 - 2時間程度)

遺言・家族信託・後見制度をどんな理由でどのように使うか、使わないかをご説明します。
お客さまから信託財産の内容を伺い、受託者や受益者候補を挙げていただきます。
また残余財産を誰にどのように帰属させるかについても方針を伺います。

面談

契約書を作成

契約書を読み内容を理解

契約書にまとめる

受託者・受益者を正式決定

微調整

公証役場と下折衝、契約内容を精査。
銀行、税務署等と打ち合わせ。

契約書作成料
<報酬の半金>

3回目のミーティング
(微調整、電話でも可)

契約内容をご家族で最終的に確認していただきます。

公証役場に契約書提出

↓ 委託者・受託者・契約書作成者が公証役場に出向きます。

報酬残金支払

信託契約書等の締結
(公証役場で)

契約立会・遺言証人

↓ 受託者の通帳については、契約以前に銀行との打ち合わせをしておきます。
銀行との交渉には、受託者と共に当協会も緊密に関与します。

登記手続き等

↓ 受託者の信託口座を開設



家族信託関係「料金表」

認知症や事業承継対策、遺言でできないことを実現する方法として家族信託が注目されています。案件によっては家族信託以外の方法(遺言や任意後見契約等)で解決をめざすこともあります。また多くの場合、逆にそれらと組み合わせて家族信託を活用することになります。そのようなわけで、関連業務の報酬についても合わせて掲載いたします。

●ヒヤリング 基本的に無料

※前ページ「契約とコンサルティングの流れ」でお示したように、家族信託の契約書を作成するためにはお客さまと面談する機会が多くなります。特に1回目、2回目は長時間のヒヤリングとなります。ここで当方への報酬が発生しますと家族信託の料金は高いものになってしまいますので、ヒヤリングは無料とします。

2回目の面談後に「仮契約」を結びますと、以後の相談は業務の一環となり業務報酬の中に吸収されます(いずれにしても契約書作成をお引き受けする場合、「相談料」は無料です)。

●民事信託のコンサルティングと契約書作成 20－100万円

報酬の基準	最低報酬25万円＋信託財産の価額×0.5% (または0.4%、0.3%)
-------	--------------------------------------

※数字の幅は契約書の難易度等による。

- | | |
|---|-----------|
| ➤ 将来の認知症に備えるための信託 | 20万円－30万円 |
| ➤ いざというときには居宅を売却する信託 | 25万円－30万円 |
| ➤ 私なきあと認知症の妻を守るための信託 | 30万円－40万円 |
| ➤ 私なきあと大切な以下の人たちを守る信託
(知的障碍、身体障碍、引きこもり、アルコール・薬物依存、浪費癖、生活破綻等) | 30万円－40万円 |
| ➤ 投資好きの親の資産を守り運用する信託 | 30万円－40万円 |
| ➤ 遺言の代わりに主な財産の承継を決める信託 | 30万円－40万円 |
| ➤ 遺留分請求に備え一定の財産を留保しておく信託 | 30万円－40万円 |
| ➤ 相続によらず自分で承継者を自由に決めていく信託 | 30万円－50万円 |
| ➤ 家産を直系の親族に代々承継させるための信託 | 30万円－50万円 |
| ➤ 永代供養信託 (死後に行う事務量により報酬は上がります) | 20万円－ |
| ➤ 収益不動産の管理を委託しつつ指図もできる信託 | 40万円－60万円 |
| ➤ 不動産の管理と受益権を活用して承継を多様化させる信託 | 40万円－60万円 |
| ➤ 共有が複雑化した不動産の管理・処分を一元化させる信託 | 40万円－60万円 |
| ➤ 社長の認知症に備え経営を継続させる信託 | 30万円－50万円 |
| ➤ 社長が指図権を持ちながら後継者を育成する信託 | 30万円－50万円 |
| ➤ 早めに自社株式を後継者に贈与し経営は自ら行う信託 | 30万円－50万円 |
| ➤ 遺言で信託を組み死後に実現させる信託 (遺言文案含む) | 30万円－45万円 |

●遺言書の文案作成 3－10万円

十分にヒヤリング(聴き取り)をした上で、遺言者の想いが確実にかなえられるよう文言を調整します。公正証書遺言の場合、公証人との調整、証人料(2人、各1万円)を含みます。

●問題解決型の案件 10－100万円

遺言や家族信託等の活用もさることながら、提案そのものが解決に導く案件。その場合は生み出した経済価値の0.5%－2%の成功報酬となります。

概算見積もりのためのヒヤリングシート I

お名前 _____ (満 歳) 様

連絡先 住所: _____
電話: _____ () _____
e-mail: _____ @ _____

(1) 家族信託で実現したいこと・叶えたい願い

◆ _____
◆ _____
◆ _____
◆ _____
◆ _____

(2) その障害になると思われる懸念事項

◆ _____
◆ _____
◆ _____
◆ _____
◆ _____

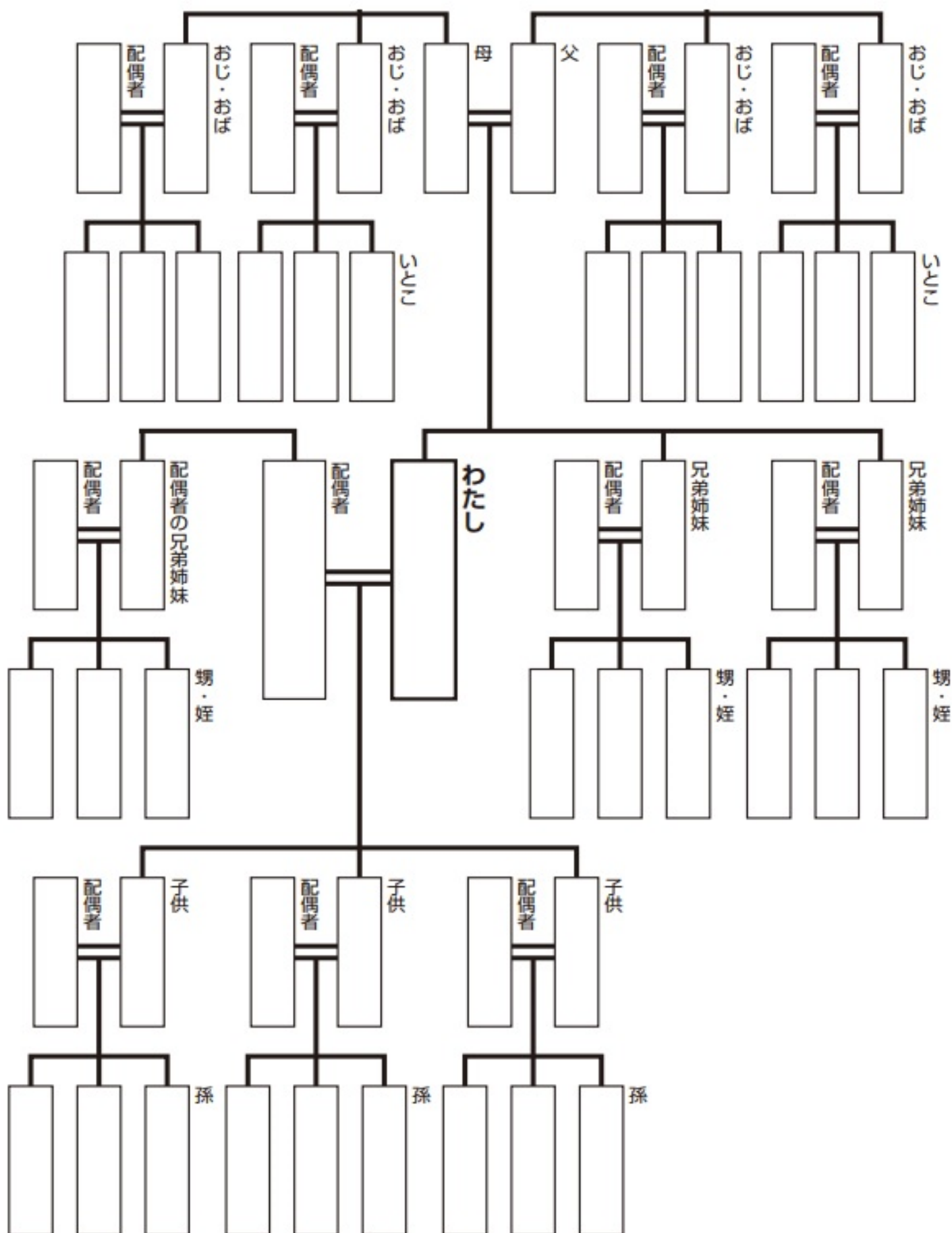
(3) ご準備いただく書類 (コピーでご持参ください)

- | | |
|--|--|
| ☐ 家族関係がわかる戸籍謄本 | ☐ あなたの印鑑証明書 |
| ☐ 信託予定不動産の登記事項証明書 | ☐ 信託予定不動産の納税通知書 |
| ☐ 会社の定款、登記事項証明書 | ☐ 直近の決算書、株主名簿 |
| ☐ 会社の貸借対照表・損益計算書 | ☐ (あなたを含む親族の) 遺言書 |



概算見積もりのためのヒヤリングシート Ⅱ

ご相談者様を中心にした家系図をお書きください。



概算見積もりのためのヒヤリングシート Ⅲ

信託する予定の財産一覧（評価額は概算で結構です。不動産は固定資産税評価額）

内 訳			評価額
1	現金・預貯金		円
			円
			円
			円
2	不動産	建物(m ²) 土地(m ²) 抵当権(有・無)	円
		建物(m ²) 土地(m ²) 抵当権(有・無)	円
		建物(m ²) 土地(m ²) 抵当権(有・無)	円
		建物(m ²) 土地(m ²) 抵当権(有・無)	円

※抵当権・質権等の担保が付いている不動産の信託設定は金融機関との調整が必要です。

※「農地(登記上の田・畑)」については信託できません。

3	自社株式	株数	占有率	価値	円
---	------	----	-----	----	---

※額面額でなく、税務上の評価額をお書きください。

4	☐ 上場株式 ☐ 投資信託 ☐ 金など ☐ その他	社名	円
	☐ 上場株式 ☐ 投資信託 ☐ 金など ☐ その他	社名	円
	☐ 上場株式 ☐ 投資信託 ☐ 金など ☐ その他	社名	円

※特定の会社に移管して、受託者が管理・運用・処分する、または現金に換え信託します。

5	生命保険	契約者()被保険者()受取人()	円
		契約者()被保険者()受取人()	円
		契約者()被保険者()受取人()	円

※信託財産が不足し、老後資金が足りない場合は、必要でない保険は信託する以前に解約して現金化するなど、まず受益者の安心を確保することを第一に考えてください。

6	公的年金	☐ 厚生年金 ☐ 国民年金 ☐ 共済年金 ☐ その他	円
---	------	--	---

※すべての年金の年間支給額をお書きください。



家族信託で解決したいことチェック表

当てはまる項目に○、やや近い項目に△、当てはまらない項目に×を付けてください。

	信託の形式	チェック項目	判定
ご自身や家族に対する心配事			
1	認知症に備える信託	財産の所有者が認知症になると契約ができなくなり財産は“凍結”となる。そこで成年後見人を使うと財産は事実上、国家管理となり家族は遠ざけられる。本人はそんなことを望んでいないので、家族で財産管理できるようにしたい。	
2	配偶者認知症対策信託	妻が認知症なので、私が死んで遺産を相続しても事実上、財産は凍結となってしまふ。子が母の介護・療養費としてこれを使おうとしてもできないので、家族信託で対策したい。	
3	投資好きの親の資産を守る信託	親が投資運用好きで上場株式や投資信託などをやっているが高齢のため最近では、きちんとした判断ができないようだ。苦勞して築いた財産がリスクにさらされるのを見ていられない。危険なものはやめ、安全な商品とすみ分けさせたい。	
4	いざとなったら居宅を売却する信託	居宅を人に貸したり売却するなどして、介護や医療関係の施設等に入居する費用に充てたいが、認知症になると契約が行えないので、家族信託で解決したい。	
5	空き家予防信託	実家の両親が心配なので、こちらに呼んで同居したい。実家は売却するつもりだが、徐々にゴミ屋敷化しつつある。認知症がひどくなると売却ができず、空き家になるのが怖い。	
6	リバースモーゲージ型信託	家を担保にして老後資金を借りたり（リバースモーゲージ）認知症により契約不能になることのないよう、特定の財産の管理を任せるために家族信託したい。	
7	贈与継続型信託	教育資金など、非課税で贈与できる一定の資産を、私の判断能力が衰えた以降も、数人の孫に渡し続けるようにする。	
8	任意後見支援信託	収益不動産を持っているが、高齢で管理が難しくなっている。夫婦2人暮らしなので介護や病院などの手続きも心配。高額な財産は信託で子に管理してもらい、私の病気や介護の手続きについては近くにいる任意後見人に助けてもらいたい。	
9	私のなき後も、障がいある子を支援する信託	重い身体障がいや引きこもりの子がいる場合、自立は難しい。しかし成年後見は精神的な疾患でないと使えない。そこで私の死後、重い身体障がいをもつ子らに遺産の一部を毎月定期給付する仕組みを作りたい。	
10	知的障がいの子の親亡き後の信託 (遺言書で信託組成を指示しておきます)	知的障がいのある一人娘に、私が死んだら全財産をあげたい。しかし娘は遺言を書けないのでかなりの財産が最終的には国に収用されてしまふ。療養費等として残った財産は、お世話になった人や施設に承継してもらうため、信託したい。	



11	生活を再建させる信託	浪費の激しい子、アルコール・薬物等の依存症の者が相続人の中にいる。管理者の下で定期給付の仕組みをつくりたい。	
12	遺言代わりに、生きて いるうちに財産の承継 を決めておく信託	遺言は書き換えが自由なので不安定。しかも相続人が談合すれば遺言は通りにならない恐れもある。そこで主な財産を信託し、生前に承継を確定させて家族の憂いを除きたい。	
13	遺留分留保型信託 (必ず遺言と併用)	推定相続人の中に所在不明の者がいるので遺言を書くが、後になって不在者から遺留分減殺請求されると困るので、一定の受益権を信託財産に留保しておきたい。	
14	永代供養信託	独り身なので死後のことが心配。葬式、お墓、永代供養などのことを生前に決め、私の死後に確実に実行してもらう。	
15	ペットの安心信託	病気や介護で施設に入るとペットの世話ができなくなる。費用は出すからペットが永眠するまで面倒をみてほしい。	

財産の承継者を自在に変更

16	家産承継型信託 (遺言では不可能だった後継ぎ遺贈が実現)	先祖代々受け継いできた家と敷地を、家系を継ぐ者にこれからも承継させていきたい。遺言では私の次しか決められないので、生きているうちに「承継の順番」を決め、それを確実に順守させたい。	
17	受益者自在選択型 信託 1	私の家は現在の妻に遺すが、妻の死亡後は先妻との子に渡したい。	
18	受益者自在選択型 信託 2	一人娘が遅く結婚したので子がない。私の財産を相続させると、万一娘が夫より先に死亡すると財産は夫のものになってしまう。親のわがままだが私の財産は親族が継いでほしい。	
19	受益者自在選択型 信託 3	再婚したい人がいるが、入籍すると私の財産の半分が相手の親族に渡ることになりかねないため、家族が反対している。信託で家族の不安を解消させたい。	
20	夫婦の財産別々管理 信託	再婚したいが、今まで築いてきた財産は互いに結婚後も自分で管理したいと考えており、相続財産から分けて所有したい。	

悩みの種の不動産について

21	不動産管理を任せて 隠居させてくれ信託	複数の収益マンションを子に管理させ隠居したい。賃料収入を得つつ、将来の承継者も決めておく。	
22	大事な時には口出しも する不動産管理信託	上記で親族がいないので受託者は友人とする。ただし建物には愛着があるので、補修や建替えには指図をしたい。	
23	複雑な共有関係 解消信託	親から引き継いだ収益不動産が多数あり、共有関係が複雑。さらに私が死ぬと持分が細分化され、権利者が多すぎて何も決められなくなる。これらを一括管理して利益を分配すると共に、建替え・修理をシンプルに行えるようにしたい。	



24	収益不動産の円満承継信託	収益マンションの所有権と受益権を分離し、複数の相続人にほぼ均等に承継させたい。	
25	複数不動産を信託にまとめ受益権で承継させる信託	不動産を売買や贈与、相続で家族や親族に移転させると、不公平になりやすい。これを信託財産にまとめ収益受益権で承継させれば、公平かつ税金の節約になる。	

会社についての心配事

26	経営者の認知症対策 自社株信託	自社株の100%株主である私が認知症になったり重篤な病に倒れると、経営がストップしてしまうため、これを防ぎたい。	
27	指図権を留保したまま一線を退く信託	後継者が固まったので自社株を後継者に移転して配当を受け取りたいが、当面の間は議決に対する指図権を持ち影響力を残しておきたい。認知症になった後は指図権を放棄する。	
28	自社株を贈与しつつ後継者を育てる信託	後継者を決め株価が低いうちに生前贈与。その株を社長自らが受託し経営を継続。後継者の力量を図りながら自社株を徐々に返却。議決権を分け合い後継者を育てる。	
29	受益者指定権信託	後継者が複数いるので遺言が書けない。そこで自社株を信頼する幹部に信託し、後継者指名権を与える。複数の2次受益者の誰かに株を渡すことで、その者が後継の資格を得る。	
30	議決権集約型信託	経営に参画していない親族にまで自社株が渡っており、後継争いの火種になりかねない。有利な受益権を与える代わりに自社株を集約させ管理を一本化、将来の懸念を取り除く。	

契約以外の方法で行う家族信託

31	遺言信託	今、財産を信託の中に組み込むと生活が苦しくなるので、遺言で信託を組み、信託の効果を私の死後に発生させる。	
32	自己信託 (委託者と受託者を本人が兼ねる信託)	受託者候補が今はいないが、知的障がいのある子の生涯にわたる生活の安定確保や自宅売却スキームをどうしても信託でつくっておきたい。	

その他、気がかりに思うこと

.....

.....

.....

ヒヤリングシートとチェック表のご送付先

持参、郵送、またはEメールで

〒420-0816 静岡市葵区沓谷1-3-16

hide.27.mail@gmail.com

静岡県家族信託協会 石川秀樹（行政書士）

☎ 054(207)9592